

理美けんぽ通信

《TOPICS》

- ▶▶▶ 新規事業開始のご案内
- ▶▶▶ 平成29年度 予算決定

2017
春号
No.13

✧ 理美けんぽより皆様へ

✧ インフォメーション

- ▶平成29年度の予算が決まりました
- ▶加入者サービス計画

★新規事業のご案内★

- ① プレママ・子育て家庭支援事業 冊子配付のご案内
- ② 禁煙サポート事業のご案内

- ▶スポーツクラブ優待利用サービス 春キャンペーンのご案内
- ▶特定健診の受診券を配付します！
- ▶「被扶養者資格調査（検認）」へのご協力ありがとうございました！
- ▶理美けんぽから
 - ・マイナンバー制度が導入されました
 - ・ジェネリック医薬品をご活用ください！
 - ・整骨院・接骨院の正しいかかり方
 - ・セルフメディケーション税制が始まりました！

理美けんぽより皆様へ

日頃より多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
またこの4月で、設立から10年という節目の年を迎えることが出来ました。皆様の組合運営に対するご協力に、重ねて心より御礼申し上げます。

さて、理美けんぽでは、去る2月に行われた組合会での承認を受け、平成29年度の健康保険料率を前年度から据え置き10.00%、同様に介護保険料率も前年度から据え置き1.85%とすることとなりました。

なお、今年度は“健康づくり”をテーマとした新規事業として、プレママ向けの冊子配付、禁煙補助剤の無償配付（[ともに5P参照](#)）を実施いたします。
加入者の方はもちろん、事業所全体の健康増進につながる事業でもありますので、広くご周知のうえ、積極的にご活用いただければ幸いです。

今後も理美容業界の福利厚生の一助として少しでも皆様のお役に立てるよう、一層の向上に努めてまいります。ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

インフォメーション

平成29年度の予算が決まりました

～平成29年度の予算規模は57億7,400万円になります～

■一般勘定（健康保険）予算概要

収入面では、被保険者・事業主の皆様から納めていただいた保険料が、全体の約85%、金額にして約49億円計上しています。その他、健康保険組合連合会や国からの補助金の交付を計上しています。

支出面では、昨年度の医療費動向を踏まえ、保険給付費を全体の約50%、29億円計上しています。一方、高齢者医療制度への納付金は、約44%（約25億7,000万円）と、支出の半分近くを占める状態が続いており、厳しい組合運営が続くものと思われます。保険者（健保運営団体）として、一層の健全化が求められるところです。

○収入

単位：千円

科 目	29年度予算額	割 合
1. 健康保険料収入	4,907,486	84.99%
2. 調整保険料収入	56,600	0.98%
3. 繰入金	503,000	8.71%
4. 国庫補助金収入	300	0.01%
5. 財政調整事業交付金	304,242	5.27%
6. 雑収入	2,372	0.04%
収入合計	5,774,000	

○支出

単位：千円

科 目	29年度予算額	割 合
1. 事務所費	108,000	1.87%
2. 組合会費	910	0.02%
3. 保険給付費	2,900,000	50.23%
4. 納付金	2,576,000	44.61%
5. 保健事業費	71,000	1.23%
6. 還付金	120	0.00%
7. 営繕費	110	0.00%
8. 財政調整事業拠出金	56,600	0.98%
9. 連合会費	4,500	0.08%
10. 積立金	1,700	0.03%
11. 雑支出	60	0.00%
12. 予備費	55,000	0.95%
支出合計	5,774,000	

※主な用語の解説※

収 入



- ・健康保険料収入
被保険者・事業主の皆様から納めていただいた健康保険の保険料です。
- ・財政調整事業交付金
健保組合の財政事情を踏まえ、健保組合の連合組織である健康保険組合連合会から交付される交付金をいいます。

支 出

- ・保険給付費
加入者（被保険者・被扶養者）皆様の病気、ケガ、出産、死亡などに対する医師の診療（現物給付）や手当金（現金給付）のことをいいます。
- ・納付金
被保険者・事業主の皆様から納めていただく保険料のうち、高齢者医療制度等の医療費をまかなうために健康保険組合が負担する拠出金をいいます。
- ・財政調整事業拠出金
健康保険組合連合会が、各健保組合に交付する「財政調整事業交付金」の財源となる費用で、すべての健保組合が負担しています。収入科目の「調整保険料収入」から充てられます。

加入者サービス計画

理美けんぽでは、平成29年度に以下のサービス実施を予定しております。
詳細につきましてはお問い合わせください。

事業名称		事業概要
各種健康診査		加入者（被保険者・被扶養者）を対象とした各種健診の補助（1年度に1回） ※指定医療機関等の情報については、理美けんぽホームページをご参照ください。
特定保健指導		特定健診の結果をもとに、対象者に内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目した生活習慣改善プログラム
インフルエンザ予防接種事業		加入者を対象としたインフルエンザ感染の予防接種
禁煙サポート事業 		禁煙外来を受けていない被保険者を対象とした禁煙補助剤の無償配付（1年度に1回）
メンタルヘルス支援サービス		加入者および事業主（労務管理責任者）がご利用いただけるメンタルヘルス（うつ病など）専門の無料相談サービス（電話・Web）
各種優待サービス	①スポーツクラブ優待利用サービス	15歳以上の加入者（被保険者・被扶養者）とその家族がスポーツクラブを優待価格にて利用できるサービス
	②冠婚葬祭サービス	・プライダルサポート 加入者とその家族が提携結婚式場等において各種優待が受けられるサービス
		・葬儀プラン 加入者とその家族が提携葬儀社において葬儀サービス一式を優待価格で受けられるサービス
		・葬儀支援制度（セレモニーサポート） 加入者とその家族（2親等以内）の方を対象とした葬儀社の紹介・割引利用制度
③パッケージツアー割引サービス	加入者およびその同行者を対象としたJTB、JALパック等の各種国内・海外パッケージツアーの割引サービス	
④各種宿泊施設の優待利用サービス	加入者とその家族の方を対象とした各種宿泊施設の割引サービス	
プレママ・子育て家庭支援事業		プレママ（妊娠期の女性）やお子様を出産された加入者を対象とした包括支援事業（妊娠・出産に関連した情報提供や育児専門誌の配付等） 今年度よりプレママ向け冊子の配付を開始 
機関誌の発行		予算・決算や各種事業のご案内などを掲載した機関誌を年2回（春・秋）発行
「健康保険のしおり」配付		保険証交付時に同封して配付

★新規事業のご案内★

① プレママ・子育て家庭支援事業 冊子配付のご案内

このたび理美けんぽでは、プレママ・子育て家庭支援事業の一環として、冊子「**プレママの食事**」の配付を開始しました。



ご希望の方は、下記までご連絡ください。
03-6661-6106（給付課）

妊娠期の偏食や朝食抜き、過剰なダイエットは、赤ちゃんを将来、生活習慣病に導く“子宮内低栄養”の原因にもなります。是非本冊子を活用いただき、ママと赤ちゃんの健康につなげていただければ幸いです。

② 禁煙サポート事業のご案内

このたび理美けんぽでは、たばこによる健康被害対策やセルフメディケーション推進の取り組みとして、禁煙補助剤（ニコチネルパッチ）の無償配付を実施することといたしました。活用いただくことにより、本人のみならず、家族、勤務先関係者など身近な人の健康増進・疾病予防にもなり、ひいては皆様の医療費負担の軽減につながります。是非積極的にご利用ください。

（実施概要）

対象者	被保険者（禁煙外来を受けていない方）
実施期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
補助内容	ニコチネルパッチ6週間分（17,000円相当）を無償で支給（1年度1回）

（申請手続）

「禁煙補助剤申込書」と「ニコチネルパッチご使用前の確認票」に必要事項をご記入のうえ、FAXにて当組合までお送りください。

後日、薬剤師が確認し、使用に問題がないと認められた方に対して「ニコチネルパッチ6週間分」と「禁煙取組結果報告書（レポート）」をお送りします。

◎詳細については、ホームページをご覧ください。給付課（03-6661-6106）までお問い合わせください。

スポーツクラブ優待利用サービス 春キャンペーンのご案内

福利厚生サービスとして好評いただいていますスポーツクラブ優待利用サービスにおいて、春の期間限定キャンペーン（事務手数料・レンタル用品が無料など）* がスタートいたします。

日々の仕事でストレスが溜まっている方や運動不足がちな方には、おトクにご利用いただける期間ですので、是非ご活用ください。詳細は別添チラシをご覧ください。

*** キャンペーン期間：平成29年4月2日～6月30日**

特定健診の受診券を配付します！

理美けんぽでは、40歳以上74歳以下の被扶養者の方を対象として、特定健診（注）の受診券を6月頃に配付します。

受診券がお手元に届きましたら、ご案内をご覧のうえお早めに受診いただきますようお願いいたします。

〔注「特定健診」とは、40歳以上74歳以下のご家族（被扶養者）を対象に行う、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための健診です。〕

「被扶養者資格調査（検認）」へのご協力ありがとうございました！

昨年11月より被扶養者としての資格の有無確認を目的として実施いたしました、「被扶養者資格調査（検認）」につきまして、事業主・対象者の皆様には格別なご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

今回の調査の結果、扶養不認定者数は311名となり、その主な理由は「収入超過」ということが判明しました。今後の届出漏れ等にはくれぐれもご注意ください。

検認対象者数	扶養条件内（認定）	扶養不認定（削除） ※不備・未提出を含む。
6,017名	5,706名	311名

*平成29年1月末時点の数値です。

今年度もご協力のほどよろしくお願いいたします。

▶ マイナンバー制度が導入されました

健康保険では、平成29年1月以降、各種届書への個人番号（以下「マイナンバー」といいます）の記入が必須となりました。

組合員の皆様には以下の届書の申請に際し、各対象者のマイナンバーを記入いただく必要があります。ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

（マイナンバー記入必須の届書）

- ・被保険者資格取得届
- ・被扶養者異動届（家族追加時のみ）

▶ ジェネリック医薬品をご活用ください！

医療機関や調剤薬局でお薬代が高いと感じたことはありませんか。そんなときはジェネリック医薬品へ切り替えられるか薬剤師にご相談ください。ケースによっては薬代を大幅に節約できる場合があります。

▶ 整骨院・接骨院の正しいかかり方

整骨院・接骨院での治療（施術）は、急性・外傷性の傷病（業務上・通勤途上の災害を除く）に限り健康保険が使えます。正しいかかり方を理解され、適正な受診をされますようご協力お願いいたします。

○健康保険が使える場合

- 骨折・不全骨折・脱ぎゅう（ただし、応急手当以外は医師の同意が必要です）
- 捻挫・打撲・挫傷（肉離れ等）（病院と重複受診しての使用は不可）

×健康保険が使えない場合

- 日常生活や加齢からくる疲れ・肩こり・腰痛等
- スポーツなどによる肉体疲労・筋肉痛改善のためのマッサージや温冷あん治療
- 過去の交通事故等による頸部・腰部など疼痛
- 脳疾患後遺症等の慢性病のリハビリやリウマチ・関節炎等の神経性疼痛
- 病院・医院等で医師の治療を受けながら、同一疾病について同時に接骨院・整骨院で治療を受けること
- 医師の同意がない骨折・不全骨折・脱ぎゅう

▶ セルフメディケーション税制が始まりました！

健康増進・疾病予防の取組みの一環として、平成29年1月から「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が始まりました。

セルフメディケーション税制は、日頃から健康管理を行っている人が、1年間（1月1日～12月31日）に特定成分を含む市販薬（OTC医薬品）を一定金額以上購入した場合に、所得控除が受けられる制度です。

（対象となる人）

- ①所得税、住民税を納めていること
- ②OTC医薬品の年間購入額が12,000円を超えていること（生計同一の家族分は合算可）
- ③健康増進・疾病予防への取組みとして、以下のいずれかを受けていること
 - ・健診（健康保険組合等が実施するもの）
 - ・予防接種（定期接種またはインフルエンザワクチン予防接種）
 - ・事業主健診（勤務先で実施する定期健康診断）
 - ・特定健診（健康保険組合等が実施するもの）
 - ・がん検診（市町村が実施するもの）

（対象となる金額の計算方法）

OTC医薬品の年間購入額が12,000円を超えた場合に、超えた金額（88,000円上限）について所得控除を受けることができます。

詳しくは最寄りの税務署にてご確認ください。

理美けんぽ通信 2017年春号（2017年4月発行）

編集・発行：全日本理美容健康保険組合

所在地：〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町1-7
イトーピア大伝馬町ビル4F

連絡先：TEL03-6661-6106 FAX03-5652-5757

受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00

ホームページ：<http://www.ribi-kenpo.com/>（パソコン・スマホ共通）

